

契約結果の公表(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号又は第4号に基づく契約)

(交通局、上下水道局、病院局においては、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号又は第4号に基づく契約)

課名		こども家庭福祉課					
番号	契約の名称	契約概要	契約日	契約金額		契約の相手方となった者の住所及び商号又は名称	契約の相手方とした理由
				総価	単価		
1	熊本市母子家庭等就業・自立支援センター事業業務委託	ひとり親家庭等の就業支援等に関する業務	R7.4.1	¥21,126,325	-	熊本市東区錦ヶ丘34番23号 社会福祉法人 熊本県ひとり親家庭福祉協議会	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する母子・父子福祉団体であり、その他の選定基準も満たす者であるため。
2	熊本市ひとり親家庭等日常生活支援事業委託	ひとり親家庭等の日常生活支援に関する業務	R7.4.1	(年間執行見込額) ¥3,199,840 (うち事務費 717,900円)	熊本市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱第14条の金額による	熊本市東区錦ヶ丘34番23号 一般社団法人 熊本市母子寡婦福祉連合会	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する母子・父子福祉団体であり、その他の選定基準も満たす者であるため。

※熊本市契約事務取扱規則第14条の3第3号関連